

平成の合併の効果等について

平成28年10月
栃木県総合政策部市町村課

はじめに

趣 旨

- ◇ 地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化する中であって、住民生活に最も身近な行政主体であり、総合的な住民サービスの提供の責務を負う市町村は、行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められ、平成11年以来、全国的に「平成の合併」と称される市町村合併が積極的に推進された。
- ◇ 県においては、平成13年1月に「栃木県市町村合併推進要綱」を策定し、合併の気運を醸成するとともに、各地域における合併の取組に対して積極的な支援を行った。
- ◇ 県内各地域においては、地域の将来を見据えた真摯な議論が積み重ねられ、その結果、平成17年1月1日から平成26年4月5日までに14件の合併が行われ、県内市町村は平成の合併前の49市町村から25市町までとほぼ半数になった。
- ◇ 合併市町には、合併後間もない市もあり、合併時に策定した市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づき合併後のまちづくりに取り組んでいる最中ではあるが、現在、県内に法定合併協議会を設置するなどの具体的な検討の動きはないことから、現時点において合併市町が捉えている合併の効果や課題等について、今後の合併市町の行財政運営等の参考となるよう、取りまとめを行うこととした。

目次

はじめに

1	作成手法	4
2	市町村合併の進展状況	5
3	市町村合併の効果	9
4	合併に際し懸念された事項への対応	42
5	現時点での課題	53
	まとめ	65

1 作成手法

取りまとめ方法

◆ 「栃木県市町村合併推進要綱」（平成13年1月策定）で挙げた「合併の効果」と「合併に際し懸念される事項への対応」等を中心に、各合併市町の現状についてとりまとめた。

◇ 「合併の効果」について

- (1) 行財政の効率化（行財政基盤の強化、効率化）
- (2) 広域的なまちづくり
- (3) 住民の利便性の向上

◇ 「合併に際し懸念された事項への対応」について

- ① 住民の声が届きにくくなり、サービスのきめ細やかさが失われないか。
- ② 行政サービス水準が低下したり、使用料・手数料等の住民負担が大きくなるのではないか。
- ③ 市役所や役場等が遠くなることにより、不便になるのではないか。
- ④ 中心部ばかり各種整備が進み、周辺部との格差が生じるのではないか。
- ⑤ 各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのではないか。
- ⑥ 財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村にとって不利ではないか。

→ (1) 「行政サービスの維持、住民の利便性の向上」で取りまとめ：①～③

→ (2) 「コミュニティ振興、地域振興」で取りまとめ：④～⑥

活用資料

- ◆ 各合併市町に対するアンケート調査
- ◆ 各種統計資料

2 市町村合併の進展状況

市町村数の推移（県内）

【合併前】 49市町村（H11.3.31現在）
〔12市35町2村〕

▲ 24

【合併後】 25市町（H26.4.5現在）
〔14市11町〕



2 市町村合併の進展状況

合併市町村一覧（県内）

◆ 合併旧法〔市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年4月施行）〕

- ① 那須塩原市（新設） 平成17年 1月 1日合併〔黒磯市、西那須野町、塩原町〕
- ② 佐野市（新設） 平成17年 2月28日合併〔佐野市、田沼市、葛生町〕
- ③ さくら市（新設） 平成17年 3月28日合併〔氏家町、喜連川町〕
- ④ 大田原市（編入） 平成17年10月 1日合併〔大田原市、湯津上村、黒羽町〕
- ⑤ 那須烏山市（新設） 平成17年10月 1日合併〔南那須町、烏山町〕
- ⑥ 那珂川町（新設） 平成17年10月 1日合併〔馬頭町、小川町〕
- ⑦ 鹿沼市（編入） 平成18年 1月 1日合併〔鹿沼市、粟野町〕
- ⑧ 下野市（新設） 平成18年 1月10日合併〔南河内町、石橋町、国分寺町〕
- ⑨ 日光市（新設） 平成18年 3月20日合併〔日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町〕

◆ 合併新法〔市町村の合併の特例等に関する法律（平成17年4月施行）〕

- ⑩ 宇都宮市（編入） 平成19年 3月31日合併〔宇都宮市、上河内町、河内町〕
- ⑪ 真岡市（編入） 平成21年 3月23日合併〔真岡市、二宮町〕
- ⑫ 栃木市（新設） 平成22年 3月29日合併〔栃木市、大平町、藤岡町、都賀町〕

◆ 改正合併新法〔市町村の合併の特例に関する法律（平成22年4月施行）〕

- ⑬ 栃木市（編入） 平成23年10月 1日合併〔栃木市、西方町〕
- ⑭ 栃木市（編入） 平成26年 4月 5日合併〔栃木市、岩舟町〕

2 市町村合併の進展状況

市町村の推移（全国との比較）

◆ 減少率

● 県内

【合併前】 49市町村（H11.3.31現在）

減少率
49.0%

【合併後】 25市町（H26.4.5現在）

○ 全国

3,232市町村（H11.3.31現在）

46.8%

1,718市町（H26.4.5現在）

◆ 平均人口・平均面積

		H11.3.31現在	H27.1.1現在
人口 (人)	県内（全体）	40,779	78,926
	（合併12市町）	39,032	116,491
	（その他13市町）	45,617	44,250
	全国	38,942	73,436
		H10.10.1現在	H26.10.1現在
面積 (km ²)	県内（全体）	130.78	256.32
	（合併12市町）	131.26	393.89
	（その他13市町）	129.45	129.34
	全国	116.91	220.01

※ 人口：住民基本台帳人口 面積：国土地理院面積

2 市町村合併の進展状況

一部事務組合等数（県内）

31 一部事務組合（H16. 4. 1現在）

▲14

17 一部事務組合・広域連合（H27. 10. 1現在）

○ 合併に伴い解散した団体は、11団体

- ・ 単独消防 2団体
- ・ 病院 1団体
- ・ 水道 1団体
- ・ 下水道 1団体
- ・ 環境衛生（ごみ、斎場等） 3団体
- ・ その他（広域行政事務） 3団体

○ その他の理由（一部事務組合の統合等）により解散した団体は、6団体

○ 新設された団体は、3団体

○ 合併後も旧市町村の地域と他市町間による共同処理を継続している事務もあるが、平成27年度には当該2組合が統合（解散・新設）するなど、合併後の市町での統一的な事務処理に向けた動きもある。

3 市町村合併の効果

合併の効果の発現状況

◆ 合併の効果の発現状況（総括）

合併12市町に対する13項目のアンケートの結果、合併の効果が「（かなり）発現している」「ある程度発現している」と回答した団体の割合は、視点別では「住民の利便性の向上」が88.9%と最も高く、全体では75.6%であった。

	全体 (13項目※)	(1) 視点1 行財政の効率化 (8項目)	(2) 視点2 広域的なまちづく りの推進(3項目)	(3) 視点3 住民の利便性の 向上(3項目)
a (かなり)発現している	14.1%	12.5%	5.6%	25.0%
b ある程度発現している	61.5%	57.3%	75.0%	63.9%
c どちらともいえない	21.8%	26.0%	16.7%	11.1%
d あまり発現していない	2.6%	4.2%	2.8%	0.0%
e (まったく)発現していない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
a+b 発現している	75.6%	69.8%	80.6%	88.9%

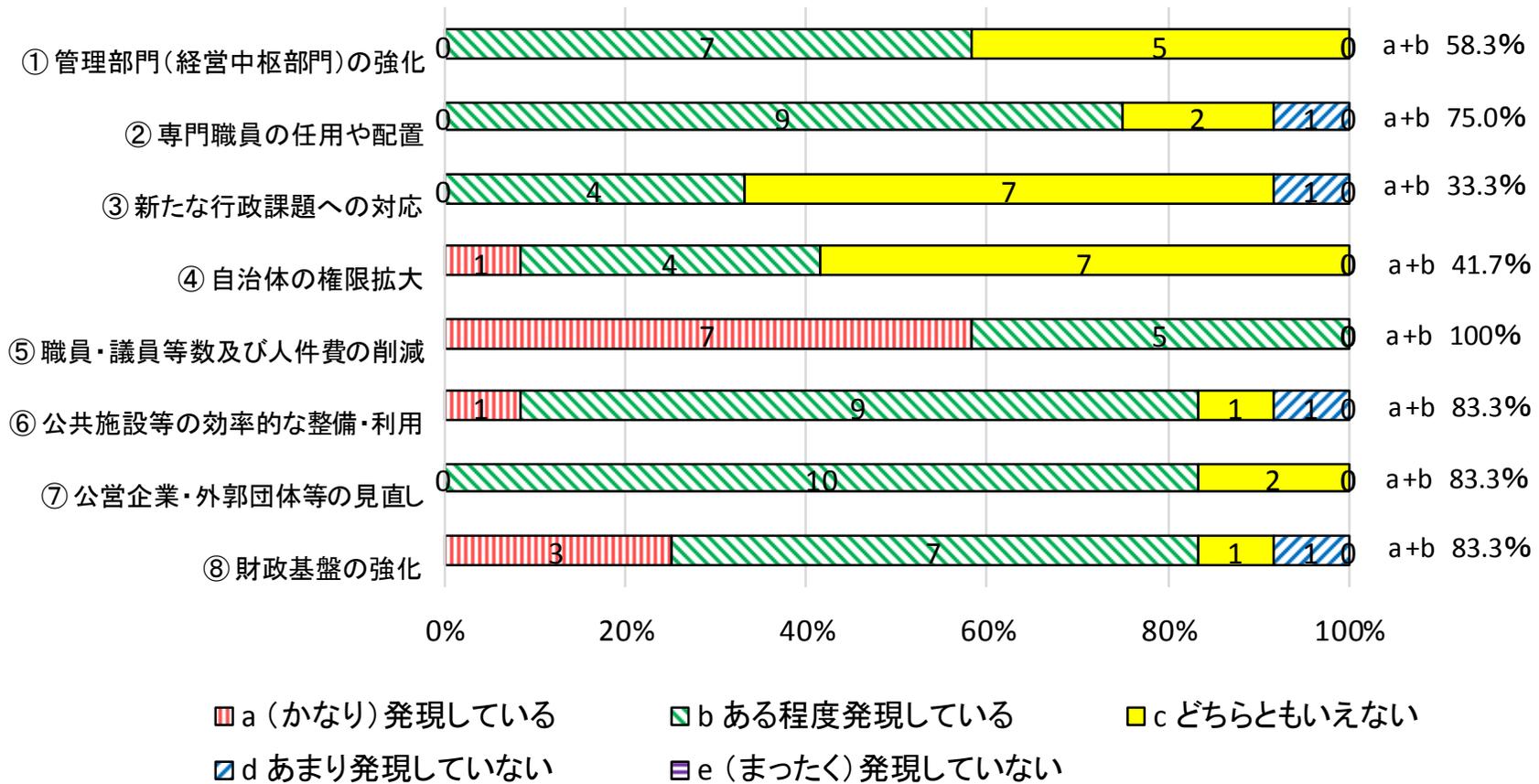
※ 「全体」には再掲分（「広域的なまちづくりの推進」の公共施設等の効率的な整備・利用）を含まない。

3 市町村合併の効果

合併の効果の発現状況

合併市町アンケート結果より

(1) 行財政の効率化



※ グラフ内数字は回答団体数

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ① 管理部門（経営中枢部門）の強化

規模が大きくな自治体となったことにより、経営の中枢となる管理部門（総務一般・企画部門）に多くの職員を配置することができるようになり、地方分権の進展に対応した行政体制の整備が進められていると考えられる。

総務部門職員数（平均）

（平成27年4月1日現在人数）

合併市町 36市町村(H16) → 12市町(H27) その他団体 13市町	総務部門（全体）		うち、総務一般・企画部門		うち、住民関連・その他部門	
	H16	H27	H16	H27	H16	H27
全体	63.04 (26.4%)	115.96 (28.6%)	42.82 (17.9%)	68.04 (16.8%)	20.22 (8.5%)	47.92 (11.8%)
合併12市町	62.83 (26.7%)	171.25 (28.4%)	41.97 (17.8%)	96.42 (16.0%)	20.86 (8.9%)	74.83 (12.4%)
その他13市町	63.62 (25.7%)	64.92 (29.0%)	45.15 (18.3%)	41.85 (18.7%)	18.46 (7.5%)	23.08 (10.3%)

※ 定員管理調査（総務省）「部門別職員数」を使用。カッコ内数値は、一般行政部門に占める各部門の割合。

- ・ 総務一般部門には、会計出納、管財、職員研修所、行政委員会に従事する職員を含む。
- ・ 住民関連部門は、防災、広報広聴、戸籍等窓口、市民センター等施設に従事する職員を含む。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ② 専門職員の任用や配置

合併により、専門職員の任用がなかった合併前の旧市町村の住民に対し、専門職員による高度かつ多様な住民サービスを提供できる体制の整備が図られたと考えられる。

また、合併前の旧市町村が配置していた職員数より、合併後の職員数が増加することにより、効果的な施策を展開するための組織を設置するなど、体制を充実した団体が多く見られる。

主な職種における任用状況

(平成27年4月1日現在)

	合併市町 36市町村(H16) → 12市町(H27) その他市町 13市町	保健師・ 助産師		栄養士		農林水産 技師		建築技師		土木技師	
		H16	H27	H16	H27	H16	H27	H16	H27	H16	H27
任用0人の 団体数	合併12市町	0	0	26	2	25	6	21	1	14	0
	その他13市町	0	0	5	3	12	12	10	10	5	6
任用団体の 平均職員数	合併12市町	7.0	25.3	2.3	3.7	3.3	3.5	8.5	15.3	25.9	45.9
	その他13市町	10.1	10.8	2.0	2.2	8.0	2.0	19.3	14.3	26.9	27.9

※ 定員管理調査（総務省）「職種別職員数」を使用。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ② 専門職員の任用や配置 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

部 門	事 例
議 会	<ul style="list-style-type: none">・ 議員の構成も多様となり、議会の活性化が進み、議会基本条例の制定、議会報告会の実施等につながった。
総 務	<ul style="list-style-type: none">・ 合併前に総務課兼務であった選挙管理委員会事務局職員が、合併後に専任となった。・ 特定任期付職員として弁護士を配置。法令等への適合性の検証体制の強化、訴訟事務等に迅速・適正な対応が可能。・ 契約検査課、都市ブランド推進室、財政課を設置し、各業務を充実・強化。
税 務	<ul style="list-style-type: none">・ 課税担当と徴収担当に分けることが可能となり、それぞれの業務を充実・強化。・ 収納対策室を設置し、滞納整理業務を充実・強化。・ 徴収嘱託員や収納員・電話催告員(非常勤)を配置。収納事務等の強化や、新規滞納者の発生防止の対応等が可能。
農林水産	<ul style="list-style-type: none">・ 農用地チーム設置により、農振除外に関する事務を本庁に集約し、体制が強化。・ 獣害対策チーム設置により、有害鳥獣対策の補助金等業務を本庁に集約し、体制が強化。
商 工	<ul style="list-style-type: none">・ 観光スポーツ部を設置し、観光立市、スポーツ立市をリーディングプロジェクトとして業務を充実・強化。合併後に増加したイベントや施設の整備等への対応が可能。・ 消費生活センターを設置し、消費者行政業務を充実。
土 木	<ul style="list-style-type: none">・ 建築技師(建築主事)、土木技師が配置され、設計等の業務に直接対応することが可能。また、専門性の高い業務を迅速かつ円滑に対応することが可能。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ② 専門職員の任用や配置 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

部 門	事 例
民 生	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭相談員、婦人相談員、母子父子自立支援員、保育支援員が配置され、相談業務等の充実・強化。・ 管理栄養士、保健師の配置、増員により、保育園等の食事指導、妊娠中・出産後の生活・栄養指導等の充実・強化。・ 査察指導員の配置、増員により、ケースワーカーの指導の充実・強化。・ 保健師、社会福祉士の配置により、障害児者、高齢者、生活保護受給者等の相談業務等の充実・強化。・ 福祉事務所を設置し、社会保障関係業務を充実・強化。・ 児童課(こども課)、子ども未来部を設置し、子育て支援業務等を充実・強化。・ 生活福祉課を設置し、生活保護業務を充実・強化。・ 見守り福祉ネットワーク推進室、地域包括ケア推進課を設置し、高齢者等の見守り業務、介護予防・生活支援業務を充実・強化。・ 障害児者相談支援センターを設置し、相談業務を充実・強化。・ 消費生活センターの設置、相談員の増員等により、消費者行政業務を充実。・ 検査指導担当を設置し、社会福祉法人・保育所等の認可、指導監査等業務を充実。
衛 生	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉士、管理栄養士、保健師の配置、増員により、健康増進業務を充実・強化。・ 管理栄養士の配置により、栄養・食生活に関する施策を幅広く展開。・ 新たに設置したごみ処理施設の維持管理に対応可能。・ 環境課を設置し、環境行政業務を充実・強化。・ 健康増進課を設置し、健康増進、保健予防業務を充実・強化。・ 保健師で構成する保健指導班を設置し、地区割による担当制にしたことで保健指導の充実が図られた。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ② 専門職員の任用や配置 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

部 門	事 例
教 育	<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育課内の指導主事の配置が増え、学習指導、児童生徒指導、教育相談等、各学校への速やかな対応が可能。・ 給食担当部署に栄養教諭の指導主事を配置したことにより、アレルギー対策等への専門的な指導が可能。・ 臨床心理士の配置により、専門的知見から相談業務の充実・強化。・ スクールソーシャルワーカーの配置により、家庭環境等に支援を要する児童生徒への対応が可能。・ 学芸員等の増員により、博物館・美術館等の運営業務、文化財保護の充実・強化・ 英語教育推進室を設置し、小中学校の英語教育を充実。・ 適応支援教室を設置し、不登校児童・生徒への支援を充実・強化。・ すこやか推進室を設置し、臨床心理士を配置。学校の子どもたちの心のケアが可能となった。・ 教育相談室を設置し、幅広い要望に応えられるようになった。・ 市費負担教職員の任用、配置により、複式学級が解消。
消 防	<ul style="list-style-type: none">・ 合併に伴い解散した一部事務組合の消防職員を採用したことにより、体制の強化につながった。
公 営 企 業	<ul style="list-style-type: none">・ 水道技術管理者の取得資格者が増え、安定的な水道事業推進の強化が可能。・ 経営関係課及び建設工事関係課を設置したことにより、業務に対する専門性が向上し、充実が図られた。・ 上下水道料金センターを設置し、料金徴収業務を充実・強化。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ③ 新たな行政課題への対応 ④自治体の権限拡大 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

合併により対応が可能となった施策等に関する事例

- ・ 窓口担当者の増員により、児童手当の現況届等の短期に集中する受付業務等に柔軟に対応できる体制を組むことができるようになり、利用者の利便性が向上した。
- ・ 市コミュニティ連絡協議会の設立により、各コミュニティ代表者間での意見交換をする場を設けることができた。
- ・ 定住自立圏(合併後の市町村圏域で形成)により地域の特性を活かした地域振興が図られる。
- ・ 光ファイバー網基盤整備により、情報ネットワーク環境が整備された。
- ・ 消防・防災ネットワークの整備により、機能強化が図られた。
- ・ 新市のイメージ強化が図られ、ブランド力が向上した。
- ・ 福祉事務所の設置により、生活保護に関する事業が県より移管。市の業務として身近になり、きめ細かな対応が可能となった。
- ・ 未実施の病児保育について、市域が広がったことにより、実現の可能性が高まった。
- ・ 児童虐待防止、DV防止に関する対応が可能となった。
- ・ 権限移譲が進む介護事業所の指定・監督等の対応が円滑に進められた。
- ・ 消費生活に関する出前講座やインターネットトラブル防止に関する出前講座が全市内で実施可能となった。
- ・ 市民相談員による市民相談や無料法律相談が全市内で実施可能となった。
- ・ ごみ処理施設の運営が、合併に伴い一部事務組合から市直営となったことで、収集と処理を一体的に考えることが可能となった。
- ・ 旧市町にまたがっていた城跡について、合併により一市になったことで効率的な事務執行により、国指定史跡化が実現できた。
- ・ 合併特例債を活用し、老朽化した学校施設の改善・耐震化等や、駅前周辺整備事業、土地区画整理事業等により都市基盤の整備を進めた。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ⑤ 職員数の削減

(平成27年4月1日現在人数)

	一般行政		特別行政 (教育・消防)		公営企業 (病院・水道・下水道等)		総数	
	H16	H27	H16	H27	H16	H27	H16	H27
合併12市町	8,487	7,233 (▲14.78)	2,799	2,462 (▲12.04)	1,354	1,027 (▲24.15)	12,640	10,722 (▲15.17)
その他13市町	3,214	2,913 (▲9.37)	1,483	969 (▲34.66)	800	423 (▲47.13)	5,497	4,305 (▲21.68)
(参考) 一部事務組合等 31団体(H16) → 18団体(H27)	354	160 (▲54.80)	1,377	945 (▲31.37)	389	169 (▲56.56)	2,120	1,274 (▲39.91)

※ 定員管理調査(総務省)「部門別職員数」を使用。カッコ内数値は、対H16増減率。

- ・ 合併市町の「特別行政」の減少率が低い要因は、4市において、合併に伴い解散した一部事務組合の消防職員を採用したことによる。
- ・ その他市町の「公営企業」の減少率が高い要因は、1市において、病院を地方独立行政法人に移行したことによる。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ⑤ 議員等数及び人件費の削減

		市町村議員		市町村長等	
		H16	H27	H16	H27
人数	合併 12市町	701	301 (▲57.06)	105	38 (▲63.81)
	その他13市町	286	217 (▲24.13)	38	36 (▲5.26)
報酬月額 削減率 (対H16) 〔平均額を使用〕	合併 12市町		▲39.57		▲57.22
	その他13市町		▲24.07		▲8.11

※ 栃木県市町村要覧掲載情報を使用。市町村長等には、副市町村長及び教育長を含む。カッコ内数値は、対H16増減率。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

合併市町アンケート結果より

- ◆ ⑥ 公共施設等の効率的な整備・利用 《事例（行財政の効率化の視点から）》
業務の集約による大規模化・高度化、業務効率化や経費節減等につながる施設等の見直しや統廃合等に関する事例

- 所管の集約により、経費削減が図られた。
 - 水道施設管理、下水道事業、学童保育、学校教育関連事務
- 施設の統廃合により、経費削減、業務の効率化が図られた。
 - 保育園、幼稚園、小中学校、給食センター、健康管理センター、文化会館
- 庁舎等の統廃合、改修により、経費削減、業務の効率化が図られた。
 - (統廃合) 消防分署、総合支所・公民館、支所・生涯学習センター等、水道庁舎
 - (改修) 旧町役場をコミュニティセンターへ、文化会館を生涯学習館へ
- 一括して指定管理したことにより、経費削減、住民サービスの向上が図られた。
 - 図書館、体育施設、屋内温水プール等
- 一括して委託することにより、経費削減が図られた。
 - ・ 水道施設の一括管理
 - ・ 固定資産税附加のための航空写真撮影の一括委託
- その他
 - ・ 投票所について、地域のバランス等を考慮し削減したことにより、選挙事務の効率的な執行管理と経費の削減が図られた。
 - ・ 放課後児童クラブの運営方法を合併後に統一したことにより、経費削減、効率的な運営が可能となった。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

合併市町アンケート結果より

◆ ⑦ 公営企業・外郭団体等の見直し 《 事例 》

見直しが行われた公営企業等の事例

- 公営企業の見直し
 - ・ 水道事業を統合したことにより、業務の効率化と経費削減が図られた。
- 団体の見直し
 - ・ 商工会、観光協会、農業公社の再編。
 - ・ 社会福祉協議会、シルバー人材センターの再編。
 - ・ 公共施設管理公社と観光施設管理公社を統合。
 - ・ 文化協会、体育協会、自治会連合会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会等の再編。
- 一部事務組合の解散等
 - ・ 合併に伴い、一部事務組合を解散。
 - ・ 2つの一部事務組合を統合(解散・新設)し、別の2つの一部事務組合と共同で高機能消防指令センターの運用を開始。
- その他
 - ・ 消防団を再編し、経費削減が図られた。
 - ・ 下流域処理区下水道促進協議会の解散により、経費削減が図られた。
 - ・ 旧市で活動していた農業指導士会が新市に引き継がれたことにより、地域が拡大し会員が増加した。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

◆ ⑧ 財政基盤の強化

普通会計決算 歳入

(単位：百万円、%)

	合併 1 2 市町			その他 1 3 市町		
	H15	H26	増減率	H15	H26	増減率
地方税	203,958	223,974	9.8	83,369	88,774	6.5
地方交付税	58,337	75,172	28.9	22,019	24,648	11.9
国庫支出金	40,838	77,962	90.9	13,702	29,711	116.8
県支出金	20,984	33,106	57.8	9,784	15,536	58.8
地方債	60,574	47,960	▲ 20.8	25,276	17,102	▲ 32.3
その他	126,203	133,080	5.4	46,600	44,019	▲ 5.5
計	510,894	591,255	15.7	200,750	219,790	9.5

※ 地方財政状況調査（総務省）の数値を使用。表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

- ・ 歳入規模は合併市町、その他市町とも増加しているが、増加率は、合併市町の方が6.2ポイント上回っている。
- ・ 地方交付税は、合併市町、その他市町とも増加しているが、合併算定替等により、合併市町の増加率が大きい。
- ・ 地方債は、合併市町、その他市町とも減少しているが、合併特例債の活用等により、合併市町の減少率が小さい。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

普通会計決算 歳出

(単位：百万円、%)

	合併 1 2 市町			その他 1 3 市町		
	H15	H26	増減率	H15	H26	増減率
義務的経費	201,631	255,597	26.8	81,498	88,673	8.8
人件費	102,753	91,687	▲ 10.8	41,450	34,063	▲ 17.8
扶助費	44,667	108,261	142.4	18,345	37,498	104.4
公債費	54,211	55,649	2.7	21,702	17,112	▲ 21.2
投資的経費	96,969	76,297	▲ 21.3	35,118	31,254	▲ 11.0
うち普通建設事業費	96,839	74,620	▲ 22.9	35,049	30,995	▲ 11.6
その他経費	188,143	230,087	22.3	76,848	88,438	15.1
うち物件費	60,994	76,546	25.5	20,424	29,008	42.0
うち補助費等	46,342	42,463	▲ 8.4	18,869	19,692	4.4
うち一部事務組合等人件費	10,002	4,457	▲ 55.4	3,420	2,615	▲ 23.5
計	486,743	561,981	15.5	193,463	208,365	7.7

※ 地方財政状況調査（総務省）の数値を使用。表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

- ・ 歳出規模は、増加率では合併市町の方が7.8ポイント上回っている。
- ・ 合併市町における人件費は、10.8%減少しているが、補助費等に含まれる一部事務組合等人件費は、55.4%減少している。
- ・ 合併市町における扶助費は、合併に伴う生活保護事務の移管等により増加している。
- ・ 合併市町における公債費は、合併特例債の償還額の増等により増加している。

3 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

財政指標の変化

	標準財政規模(*1)の 増加割合	経常収支比率(*2)の 増減(ポイント)	財政力指数(*3)の 増減(ポイント)
合併12市町平均(A)	18.7%	6.0	0.08
その他13市町平均(B)	9.9%	6.0	▲0.02
差(A-B)	8.8	0.0	0.10

※ 地方財政状況調査(総務省)の数値を使用。

※ 平均は、単純平均。

- ・ 財政指標について、合併直前の平成15年度と平成26年度で合併市町とその他の市町の平均を比較すると、経常収支比率の改善状況に差は見られないものの、標準財政規模の増減率と財政力指数の増減幅は、合併市町がその他の市町を上回っている。
- ・ 具体的には、標準財政規模の増減率は8.8ポイント、財政力指数の増減幅は0.1ポイント上回っており、財政基盤強化の効果が現れている。

(参考)

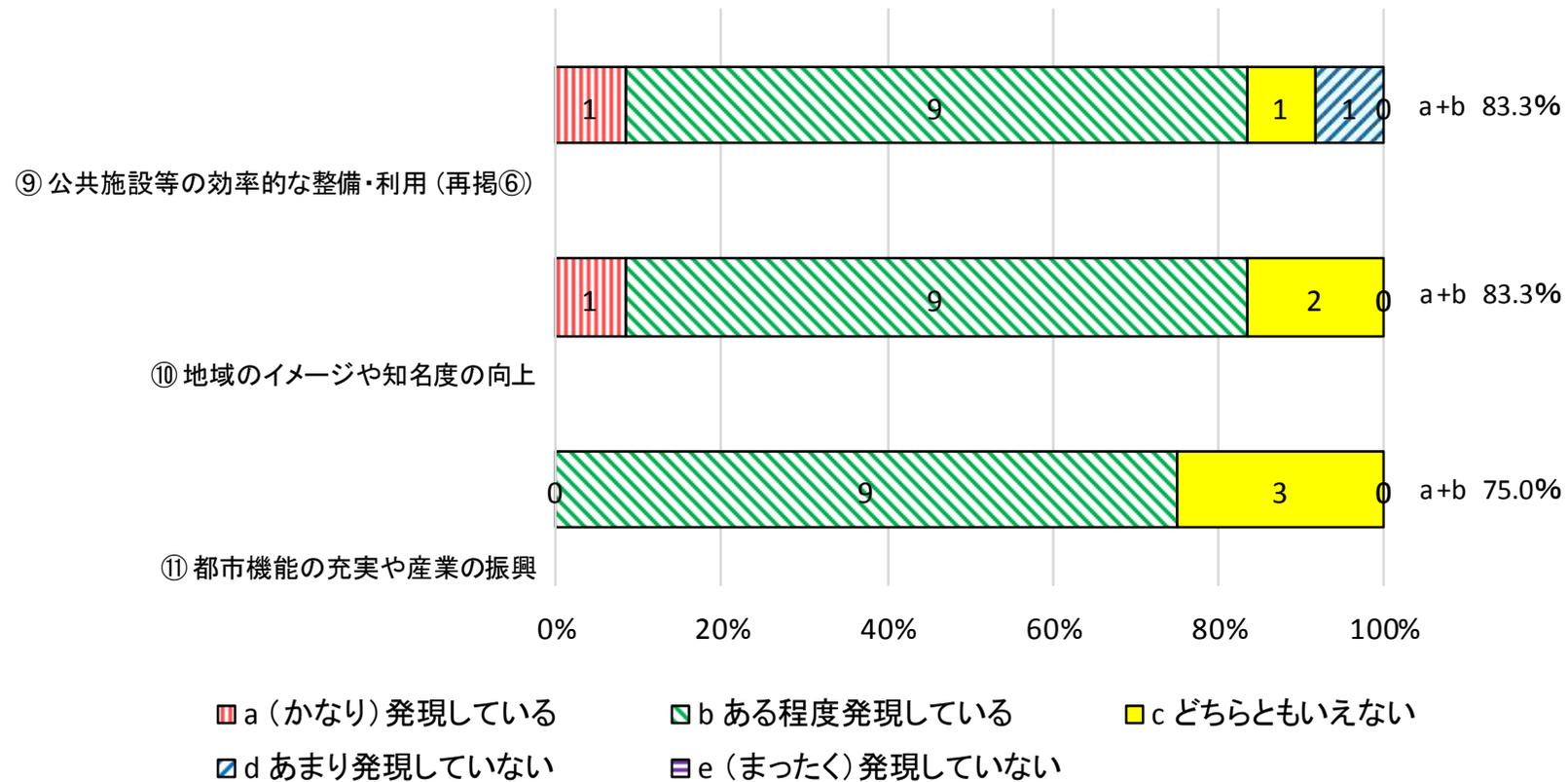
- *1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
- *2 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。
- *3 財政力指数：地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。

3 市町村合併の効果

合併の効果の発現状況

合併市町アンケート結果より

(2) 広域的なまちづくりの推進



※ グラフ内数字は回答団体数

3 市町村合併の効果

(2) 広域的なまちづくりの推進

合併市町アンケート
結果より

◆ ⑨ 公共施設等の効率的な整備・利用 《事例（広域的なまちづくりの視点から）》

日常生活圏の拡がりに応じた広域的なまちづくりにつながる施設等の整備・利用に関する事例

- ・ コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行エリア拡大等により、交通弱者の移動手段の確保や交通不便地域の解消につながった。
- ・ 人口減少等を見据えたネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、地域の拠点性を高める市街地再開発事業等に取り組むとともに、各地域拠点をつなぐ幹線道路の整備や地域内交通の導入等による公共交通の充実等に取り組んでいる。
- ・ 幹線道路の拡幅等の整備、旧市町村境の道路整備により、地域の活性化、住民の利便性の向上につながった。
- ・ 福祉事務所の設置により、広域的な視点による福祉施策の展開が図られた。
- ・ 老人福祉センター、健康福祉センターの開館時間を統一し、休館日の重複を変更することで、広域利用の促進が図られた。
- ・ 乳幼児検診等を旧町の福祉センターで実施することにより、地域間の交流につながった。
- ・ 図書館システムのネットワーク化により、全館共通のサービスを提供できるようになり、住民サービスの向上が図られた。
- ・ 全域をエリアとしたケーブルテレビの高度化を行い、地域の一体性の醸成及び行政情報等の均一な提供につながった。
- ・ ごみ処理施設の集約、統廃合により、広域的なごみ処理対応が可能となり、経費の削減、効率化につながった。
- ・ より多くの期日前投票所を設置することができ、投票の利便性が図られた。

3 市町村合併の効果

(2) 広域的なまちづくりの推進

合併市町アンケート結果より

◆ ⑩ 地域のイメージや知名度の向上 《 事例 》

地域のイメージアップ等につながる事例

区 分	事 例
農林水産 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ いちごの生産量が合併により増加。旧町で開催していた「いちごまつり」を新市で継承したことにより、イメージアップ。 ・ かんぴょうの生産量が日本一となり、イメージアップにつながった。 ・ そばの生産量有数市となり、そばの町として全国にアピールできた。 ・ 多彩な農産物をブランドとして一体的に活用、PRできるようになった。 ・ 温泉トラフグ、八溝ししまるなどの特産品化。 ・ 牛乳消費拡大PRキャラクターが誕生した。 ・ 国内有数の林業地帯となり、木造公共施設の集積するまちとなった。 ・ 温泉・農林業交流施設等への来客が増加した。
商工観光 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の活性化のため、ブランド認定制度を立ち上げた。地域ブランドが向上した。 ・ 合併により有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップ。 ・ 合併により多くの観光資源を有することとなり、ニーズに合わせた観光PRが可能となった。 ・ それぞれの観光資源が相乗効果を生み、交流人口の増加につながった。 ・ 複数の温泉エリアを中心とした観光地としてのイメージ、知名度アップに向けた市全体の観光プロモーションを実施。 ・ ブランド認定品や市の魅力等をPRする市民サポーター制度により知名度向上を図った。 ・ 観光協会を設立したことにより、観光PRが充実。 ・ 太平山地域交流会の設置により、太平山を基軸にして、観光団体等の新たな交流が生まれ、観光の広域的連携が進みつつある。 ・ 駅広場において、地域の様々な団体が定期的にイベントを開催。駅利用者に対するイメージアップが図られている。 ・ 歴史ある祭りを見に、より広域から見物客が訪れるようになった。

3 市町村合併の効果

(2) 広域的なまちづくりの推進

◆ ⑩ 地域のイメージや知名度の向上 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区 分	事 例
文化振興関係	<ul style="list-style-type: none">・ 国指定の史跡等が、新市全体の文化遺産となったことから、これらを活用した地域活性化事業に活かされている。・ 旧市町にまたがっていた城跡の国指定史跡化の実現。・ ボランティアグループによる施設におけるイルミネーションが市のブランドに認定され、冬の風物詩として定着。市内外からの来場者も年々増加傾向にある。・ 駅において、地域の団体が伝統行事の盆踊り等を開催しており、伝統文化を地域のみならず、駅利用者にPRしている。・ 市民文化祭等を通じて文化芸術交流が進んだ。・ 市の歴史や文化の魅力を再発見し、興味を持っていただくとともに、市の文化振興を図るため、とちぎ文化検定を実施。・ 奥州街道(道中)に設置された宿を景観形成重点地区に指定し、より多くの人に認知されるようになった。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 市内に点在する様々な地域資源をブランドとして認定する制度を実施。・ 市のブランドキャラクターやマスコットキャラクターが、全国的なキャラクターイベントで上位を獲得し、知名度の向上に寄与した。・ 北関東初の50万都市となり、地域のイメージアップにつながった。

3 市町村合併の効果

(2) 広域的なまちづくりの推進

◆ ⑪ 都市機能の充実や産業の振興 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

都市機能の充実や産業の振興につながる事例

区分	事例
農林水産関係	<ul style="list-style-type: none">・ 合併に伴い農業振興地域が拡大したことにより、就農希望者による移住者が増加した。・ 道の駅がオープンし、地場産農産物や加工品を直接販売できる場所が増えた。・ 地産地消推進事業の実施。・ 温泉トラフグの特産品化。・ 旧町地域における土地改良事業及び林道整備事業の推進。・ 地元産優良木材の生産量が増加。林業振興の活動が活発となり、森林認証取得への動き等も出てきている。
商工観光関係	<ul style="list-style-type: none">・ 合併前は一部の地域で利用可能だった中小企業及び小規模事業者を対象とした補助金(新製品開発、空き店舗活用、産業財産権取得)に関する事業が、市内全地域で利用可能となり、産業振興につながっている。・ 企業立地に関する支援制度について、どの地域においても統一して利用できるようになったため、企業立地の促進につながった。・ 産業団地造成による企業誘致活動を実施。・ 旧町地域におけるスマートICの設置。・ 地場産業・伝統工芸等活性化事業の実施。・ 複数の観光協会と行政による官民協働組織である市観光局を設立。

3 市町村合併の効果

(2) 広域的なまちづくりの推進

◆ ⑪ 都市機能の充実や産業の振興 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

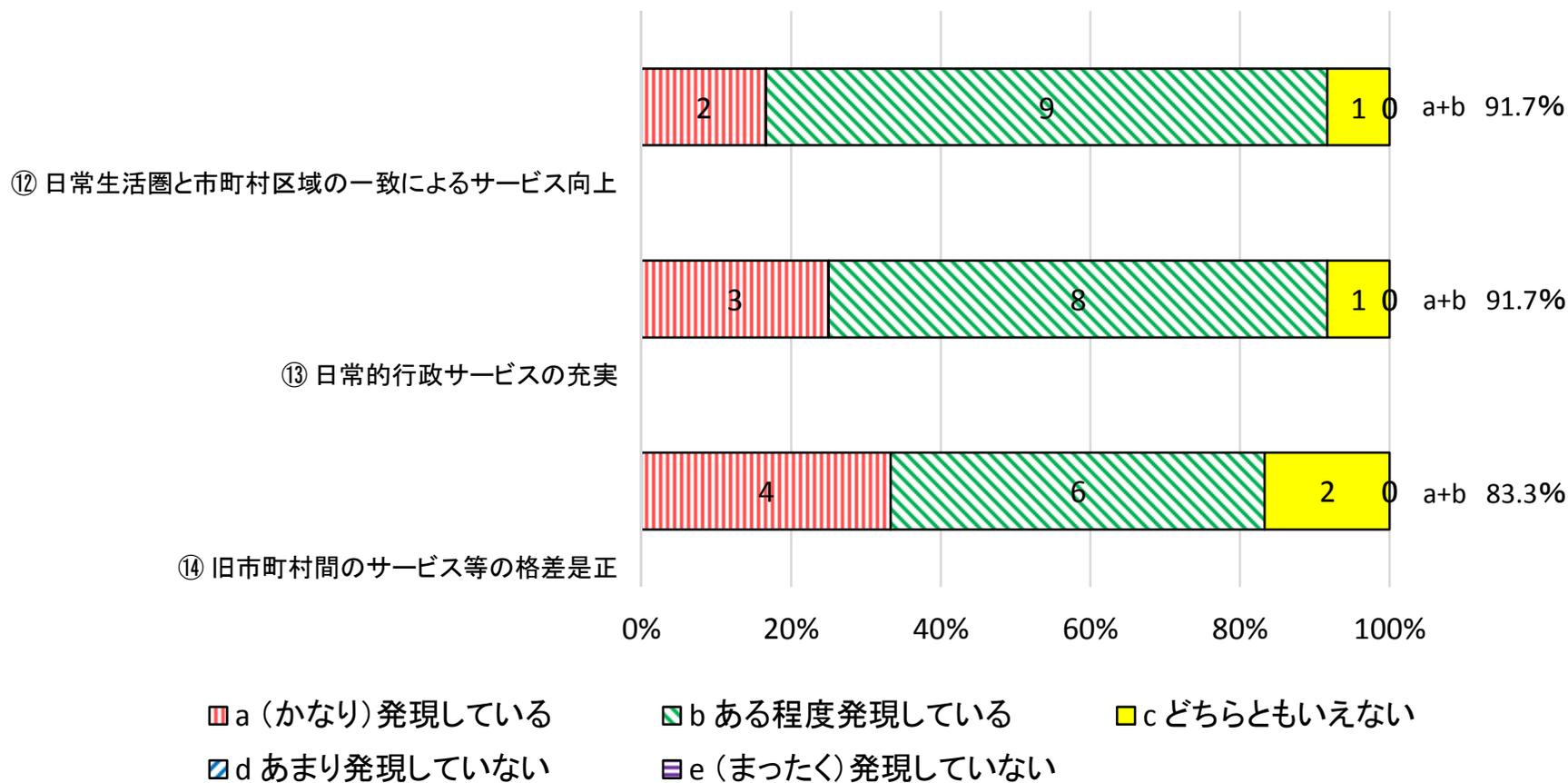
区 分	事 例
文化振興関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併以前3地区にあった文化協会が一つにまとまったことにより、地区を横断した文化事業の開催が可能となった。 ・ 生涯学習、文化活動の成果発表の場として文化祭を開催。市民同士のネットワークづくりや地域の文化振興の活性化につながっている。 ・ 県内に4件ある国指定重要無形民俗文化財のうち、2件を持つ市となった。 ・ 県指定有形文化財を活用したとちぎ歌麿館が開設された。 ・ 老朽化した支所を改修し、生涯学習センターと民俗資料館を複合化。 ・ 県から資料館の移管を受け、運営を開始した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営バスについて、全市域を対象にバス路線の大幅な見直しを実施し、利便性の向上を図った。 ・ 合併により広域化した都市機能の充実を図るため、市内の各地域と中心市街地等を結ぶコミュニティバスや、市内全域をドア・ツー・ドアで結ぶデマンドタクシーの運行を実施した。 ・ 合併により、3駅の東西両入口にエレベーターを整備でき、バリアフリー対策を推進することができた。 ・ 隣接する市町の水道配水管を連結し、効率的な水の供給と災害時における応急給水に対応できるようになった。 ・ 災害時情報等の市民に役立つ情報を発信するため、コミュニティFMを開局した。 ・ 旧町地域における各種整備(土地区画整理、スマートIC恒久設置、駅前周辺整備、道路新設改良、公共下水道整備、小中学校校舎・体育館の耐震化、運動公園整備、支所の整備)

3 市町村合併の効果

合併の効果の発現状況

合併市町アンケート結果より

(3) 住民の利便性の向上



※ グラフ内数字は回答団体数

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑫ 日常生活圏と市町村区域の一致によるサービス向上 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

日常生活圏と市町村区域の一致により住民の利便性が向上する事例

区 分	事 例
窓口業務 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所等ができたことにより、利用できる窓口（住民票・戸籍証明・税等の交付申請等）が増えた。 ・ 総合支所窓口業務を延長した。 ・ 総合窓口として、分庁舎と連携し、各種申請の受付等をきめ細かに対応することにより、地域住民の利便性が向上した。
子育て 支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる保育園が増えた。（広域協議が不要となった。） ・ 利用できる公共施設（保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター等）が増えた。 ・ 利用できる事業（ファミリー・サポートセンター、妊産婦健康診査、乳児全戸訪問等）が増えた。 ・ 旧町地域に地域子育て支援センター（保育園）を設置した。 ・ 地域子育て支援センターや児童館が合併したことで利用しやすくなった。 ・ 子育て相談窓口が増えた。
高齢者 障害者 支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる公共施設（老人福祉センター、地域活動支援センター等）が増えた。 ・ 市民が利用できる地域密着型特別養護老人ホームが開設された。 ・ 介護保険の地域密着型サービスについて、合併により双方のサービスを利用できるようになったため、住民の利便性が向上した。 ・ 地域包括支援センターが24時間体制となった。 ・ 高齢者の生きがいと社会参加の促進、閉じこもり防止を目的とする「はつらつセンター事業」が全市的に拡充された。 ・ 利用できる事業（買物支援事業、移送サービス事業）が増えた。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑫ 日常生活圏と市町村区域の一致によるサービス向上 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区 分	事 例
健康関係	<ul style="list-style-type: none">・利用できる公共施設(体育施設、保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター等)が増えた。・利用できる事業(成人健康診査、がん検診等)が増えた。
教育関係	<ul style="list-style-type: none">・利用できる公共施設(公民館、コミュニティセンター、運動場、科学教育センター、自然教育センター等)が増えた。・市内図書館が3館体制になり、各館で所蔵していない資料等について、相互で貸出が可能となった。実質的な蔵書数の増加と同じ効果を発揮しており、利用者の利便性が向上した。・区域外就学により利用できる学校が増えた。・通学区域の再編を行うことで、通学距離や安全面の改善が図られた。
公共交通関係	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバス、デマンド交通の運行により、利用できる移動手段が増え、利便性が向上した。
環境関係	<ul style="list-style-type: none">・利用できる市営墓地が増えた。・粗大ごみについて、他の支所等でも申込みが可能となった。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑫ 日常生活圏と市町村区域の一致によるサービス向上 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区 分	事 例
安全安心 関係	<ul style="list-style-type: none">・ 防災行政無線システムが整備された。・ 消防団の組織が一元化され、防災体制が強化された。・ 消防分署が統合し、新消防署を設置。ドクターヘリポートなど防災拠点としての整備・充実が図られた。・ 消費生活相談員による消費生活相談が受けられるようになった。・ 市民相談員による市民相談や無料法律相談が全市内で実施可能となった。・ 消費生活に関する出前講座やインターネットトラブル防止に関する出前講座が全市内で実施可能となった。・ コミュニティ関係者間の意見交換会を開催。問題意識の共有化が進み、高齢者の見守り活動等が市内全域に広まりつつある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 市内全域の公園において、一律の料金で使用(占有)できるようになった。・ より多くの期日前投票所を設置することができ、投票の利便性が図られた。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

合併市町アンケート結果より

◆ ⑬ 日常的行政サービスの充実 《 事例 》

専門的なサービスの実施や、サービスの拡充が図られた事例

区 分	事 例
窓口業務関係	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できる窓口(住民票・戸籍証明・税等の交付申請等)が増えた。 ・窓口業務の延長サービスについて、旧市町地域においても開始した。 ・合併後の新庁舎への下水道課事務室移転に伴い、料金、排水設備、工事、維持管理等の窓口を一本化し、ワンストップサービスが可能となった。 ・軽自動車の減免申請の預かりを全ての支所、出張所に拡充する等、市民の利便性の向上を図った。 ・コンビニや自動交付機で住民票や印鑑証明書の取得が可能となった。
子育て支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設(子育てプラザ館、こども館、子育て支援センター、こどもサポートセンター)の開設。 ・放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターの開設。 ・子育てサロン、地域子育て支援センター、児童館が増え、市民が利用しやすくなった。 ・こども医療費助成、不育症治療費助成、乳幼児健康支援一時預かり、子育て支援サービス(出産準備手当、育児用品購入助成、誕生祝金等)の内容充実。 ・児童虐待防止対策の充実。 ・児童虐待やDV相談について、合併後は市で一本化して対応することになり、担当窓口が明確になった。 ・旧市だけで実施していた休日保育を新市全体で実施するなど、子育て支援サービスの充実を図った。 ・児童扶養手当等の子育て支援に係る申請手続きの一部を全ての支所・出張所に拡充する等、市民の利便性の向上を図った。 ・乳幼児健診における診察をすべて小児科医が従事することになり、内容が充実した。 ・非常勤歯科衛生士の配置により、乳幼児の歯の健康に関する保健指導・相談指導が充実した。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑬ 日常的行政サービスの充実 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区 分	事 例
高齢者 障害者 支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援施設(地域包括支援センター基幹型、ほほえみセンター)の開設。 ・ 精神障害のある方へも対応可能な地域活動支援センター、相談支援センターの開設。 ・ 街中サロン・生きがいサロンの開設場所が増え、市民が利用しやすくなった。 ・ 見守り福祉ネットワーク推進室を設置し、高齢者等の見守り関係業務を充実・強化。 ・ 障害者・高齢者タクシー券の交付、買物支援推進事業、在宅介護オアシス支援、温泉利用助成の充実。 ・ 旧市だけで実施していた高齢者外出支援、心身障害福祉手当を新市全体で実施するなど、高齢者・障害者支援サービスの充実を図った。 ・ 高齢者・障害者に係る申請受付や相談を支所等に拡充する等、市民の利便性の向上を図った。 ・ ふれあい相談員事業として、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への見守り、安否確認の拡充が図られた。
健康関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各旧町に存在した保健センターを統合し、機能の充実を図った。 ・ 休日夜間急患診療所、休日急患歯科診療所を新築移転した。 ・ 地域医療体制の整備につながった。 ・ 健康マイレージ事業の実施や、乳幼児健診の日数の増加・専門職の充実、各種教室数の増加等、内容を充実。 ・ 旧市だけで実施していた歯科検診を新市全体で実施するなど、健康診査に係るサービスの充実を図った。 ・ 非常勤歯科衛生士の配置により、歯の健康に関する保健指導・相談事業が充実した。 ・ 医療費について、社会福祉協議会の貸付が受けられるようになった。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑬ 日常的行政サービスの充実 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区分	事例
教育関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒サポートセンター、宿泊体験館、適応指導教室等の開設。 ・ 学校教育課内に教育相談等の支援を行うすこやか推進室を設置した。 ・ 図書館の開館時間延長によるサービス拡充。 ・ 青少年相談、教育相談、学習支援の充実。 ・ 市民向け講座、各種文化事業等が充実。 ・ 全小中学校へエアコンを設置した。 ・ 就学援助の対象者を拡充した。 ・ 食物アレルギーに関する健康管理指導表の作成手数料の助成や、医師会と連携しアドバイザーの配置を実施した。
公共交通関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通の運行を実施した。 ・ コミュニティバスについて、順次路線を拡大し、公共交通機関の充実を図った。 ・ デマンドタクシーについて、順次運行エリアを拡大し、公共交通機関の充実を図った。
環境関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却施設について、営業時間延長によるサービス拡充。 ・ 旧町に配置されていなかった警察出向者による指導等が実施され、不法投棄や野外焼却等が新市全域で減少した。 ・ 廃棄物(不法投棄)監視員の設置により、不法投棄が減少した。 ・ 生ごみ処理機器購入補助、住宅用太陽光発電設備導入事業を実施した。 ・ 旧市だけで実施していた飼い犬・猫の不妊等手術の補助を新市全体で実施するなど、生活環境に係るサービスの充実を図った。 ・ 高齢や障害等によるごみ出し困難世帯を対象とするごみ回収事業(ごみ出しサポート)を実施した。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑬ 日常的行政サービスの充実 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

区分	事例
安全安心関係	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターの開設。・防災行政無線システムが整備され、緊急時等における情報伝達手段の拡充が図られた。・消防分署が統合し、新消防署を設置。・消費生活相談員による消費生活相談が受けられるようになった。・市民相談員による市民相談や無料法律相談が全市内で実施可能となった。・人権擁護委員の人数について、合併による増員により、相談員の選択の幅が広がり、サービスの拡充につながった。・消費生活に関する出前講座やインターネットトラブル防止に関する出前講座が全市内で実施可能となった。・建築相談等の対応を充実。・ESCO事業の実施による防犯灯のLED化や、各駅の防犯カメラ設置を実施した。・自主防災組織資機材支援の実施や、幼児用補助装置(チャイルドシート)購入費補助事業の拡充を実施した。・防犯灯設置及び管理補助金交付に係る申請手続きの一部を全ての支所、出張所に拡充するなど、市民の利便性の向上を図った。
その他	<ul style="list-style-type: none">・より多くの期日前投票所を設置することができ、投票の利便性が図られた。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

◆ ⑭ 旧市町村間のサービス等の格差是正 《 事例 》

合併市町アンケート結果より

合併を契機に住民サービスの水準を見直し、旧市町村間の格差が是正された事例

区 分	事 例
窓口業務 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種証明書発行手数料の統一化。 ・ 使用料・手数料の統一化。 ・ 総合支所の窓口業務を延長した。 ・ 旧1町で軽自動車税のコンビニ納付を取り扱っていたが、全市域で取り扱いを開始した。 ・ 合併を機に、外国人登録や戸籍の電算化が実施された。
子育て 支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料徴収基準等の統一化。 ・ 延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、1歳児保育担当保育士増員事業を統合し、サービスの拡充を図った。 ・ 旧市で実施していた世代間交流事業(「おじいちゃん保育助手」の保育園配置)について、合併後全ての公立保育園で実施した。 ・ 子育て短期支援事業の拡充、要保護児童対策地域協議会の内容拡充を図った。 ・ 不妊治療費助成制度、赤ちゃん誕生祝金事業、小児インフルエンザ予防接種費用助成、子どもの心や育ちの相談の拡充を図った。 ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診の会場を集約することにより、年間3～6回の実施から、毎月実施することができるようになり、適切な時期の受診が可能となった。 ・ 旧市のみで実施していた休日保育を新市全体で実施する等、子育て支援サービスの拡充を図った。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

合併市町アンケート結果より

◆ ⑭ 旧市町村間のサービス等の格差是正 《 事例 》

区分	事例
高齢者 障害者 支援関係	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝金の統一化。(継続された。) ・旧町において利用できる介護保険の地域密着型サービスの内容拡充が図られ、介護保険料が統一化された。 ・高齢者外出支援、身障児保護者会への助成の拡充。 ・重度心身障害児福祉手当の支給、徘徊高齢者家族支援サービスの実施。 ・配食サービスの内容(曜日・回数)が充実。 ・旧市町で実施していた補装具の自己負担分助成について、全市域に拡充。 ・高齢者の在宅福祉サービス事業の一部においては、資金面から廃止が避けられなかったが、事業を継続することができた。 ・旧市のみで実施していた高齢者外出支援(バスカード)等を新市全体で実施。
健康関係	<ul style="list-style-type: none"> ・法令外予防接種助成の拡充。 ・定期予防接種の接種方式を集団方式から個別方式に変更。 ・有料であった旧町地域のがん検診の受益者負担金について、全額公費負担とし、がん検診の受診率向上に努めた。 ・旧市のみで実施していた歯科検診を新市全体で実施する等、健康診査のサービス充実を図った。
教育関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、体育館施設の使用料、給食費を統一化。 ・海外派遣事業、サタデースクール、就学援助の継続。 ・遠距離通学及び特学通学補助の対象者を拡充。 ・中学生海外交流事業の充実が図られた。 ・市全体の図書館のあり方について検討し、地域特性を考慮した選書やサービスの提供を実施している。 ・旧市町で設置していた外国人児童生徒適応指導教室について、他地域の児童生徒も利用できるようになった。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

合併市町アンケート結果より

◆ ⑭ 旧市町村間のサービス等の格差是正 《 事例 》

区分	事例
公共交通関係	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスに加え、利便性の高いデマンド交通を導入。 ・旧市町のコミュニティバスを統合し、サービスの統一化。 ・デマンドバスの運行開始により、旧町の巡回バスに比べ運行本数、移動範囲が拡充。 ・合併前、鉄道以外の公共交通機関がない地域において、新たにコミュニティバスやデマンドタクシーが運行することにより、利用できる移動手段が増え、利便性が向上した。
環境関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集回数等を統一することで、収集回数が増えた。 ・粗大ごみの個別回収について、対象地域を拡充。 ・旧町における住宅用太陽光発電設置費補助金の上限を拡充。 ・一部事務組合による火葬場使用料について、使用料の差額助成事業により同額で使用することが可能となった。 ・旧市のみで実施していた飼い犬猫の不妊・去勢手術の補助を新市全体で実施する等、生活環境のサービス充実を図った。
安全安心関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの統合。 ・県に依頼することなく地元の消費生活センター相談員による消費生活相談が可能となった。 ・防災行政無線屋外拡声子局の増設が図られた。 ・消防救急体制の確立が図られた。 ・市民相談員による市民相談や無料法律相談が全市内で実施可能となった。 ・自転車駐車場使用料、消防団員の報酬・手当の統一化。 ・下水道使用料について、料金体系を統一化。 ・木造住宅耐震診断・耐震改修費等補助事業、狭あい道路拡幅整備促進事業補助事業の拡充。

3 市町村合併の効果

(3) 住民の利便性の向上

合併市町アンケート結果より

◆ ⑭ 旧市町村間のサービス等の格差是正 《 事例 》

区 分	事 例
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 上下水道料金の統一化。コンビニ納付の実施。・ 旧町の国保税の税率を統一化。・ 旧町の法定外公共物占有料を市の制度に統一化。・ 図書館の休館日を調整。・ 全域をエリアとしたケーブルテレビの高度化を行い、地域の一体性の醸成及び行政情報等の均一な提供につながった。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ①「住民の声が届きにくくなり、サービスのきめ細やかさが失われないか」への対応

◆ 地域自治組織の設置、地域ごとの公聴会等による仕組みづくり

地域自治組織の設置状況

合併市町アンケート結果より

	設置 市町数	組織数	設置期間	所掌事務
合併特例法による 地域審議会	2	7	2 審議会：合併後6年半 5 審議会：合併後約10年	新市建設計画の変更、執行状況に関する事項等
合併特例法による 地域自治区	1	5	5 地域協議会：合併後約 1年～5年 (終了後は市条例に基づく 新たな地域自治制度へ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の重要事項に関して市長が諮問し、その回答を市長に答申 ・地域内のまちづくりに関する事項について自主的に協議し、市に意見書を提出 ・新市建設計画の変更、執行状況に関する事項等
地方自治法による 審議会	1	2	2 自治会議：合併後10年	市長の諮問に応じ、まちづくりに関する計画や施策について調査審議等
市条例による 地域審議会	1	6	6 地域会議：地域自治区 終了後5年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域予算提案制度 ・各地域のまちづくりの推進に必要な事項について市長へ提案等
任意組織	1	1	検討委員会：約3年	地域自治区と同様（地域自治区未設置地域に設置）

※ 合併特例法：合併旧法、合併新法、改正合併新法をいう。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ①「住民の声が届きにくくなり、サービスのきめ細やかさが失われないか」への対応

合併市町
アンケート
結果より

◆ I T（情報技術）の積極的な活用の推進による行政参加、行政サービスの維持等 《 対応事例 》

I T（情報技術）の積極的な活用により、行政への住民参加につながる取組事例

○ 意見・アンケート受付け。

- ・ HP、メール、SNS、電子アンケートによる意見受付け。
- ・ HPでのパブリックコメントの意見受付け。
- ・ 市公式HPに「市長へのメール」専門フォームと各課への問合せフォームを設け、市政に関する意見・要望・問合せを受け付けている。
- ・ かんたん申請・申込システムによる市政への提案、アンケート等の受付け。

○ 情報発信

- ・ HP、メール、SNS、ポータルサイト、ツイッター、フェイスブック、広報誌アプリ、ケーブルテレビ、音声告知機による情報発信。
- ・ 防災・行政メールによる情報発信。

○ その他

- ・ 文化財バーチャルミュージアム（HP）を開設し、ブログ等も併せ文化財に関する情報提供。
- ・ 期日前投票所立会人の公募について、メールでの受付も実施。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ①「住民の声が届きにくくなり、サービスのきめ細やかさが失われないか」への対応

◆ 専門職員の任用、専門性の高い行政組織の設置

→ 「3 市町村合併の効果」 ◆ ② 専門職員の任用や配置 (P 1 2 ~ P 1 5) 参照

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ②「行政サービス水準が低下したり、使用料・手数料等の住民負担が大きくなるのではないか」への対応

→ 「3 市町村合併の効果」 ◆ ⑭ 旧市町村間のサービス等の格差是正 (P 3 8 ~ P 4 1) 参照

4 合併に際し懸念された事項への対応

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ③「市役所や役場等が遠くなることにより、不便になるのではないか」への対応

◆ 支所等の設置による窓口サービスの維持

住民サービスの維持のため、合併直後は総合支所や分庁舎を設置していた。合併後は支所や出張所を設置することで、住民サービスの維持等を図っている。

合併市町アンケート結果より

合併12市町の旧市町村庁舎の設置数

	合併直後	→	変更(H28まで)	備考
	庁舎数		庁舎数	
本庁舎	8		10	新設1
総合支所 *1	13		9	本庁舎へ1, 分庁舎へ2, 支所へ1
支所 *2	30		32	廃止1
分庁舎 *3	9		6	支所へ2, 出張所へ2, 廃止1
出張所 *4	24		30	新設5, 廃止1
計	84		87	

*1 総合支所：管理部門は本庁舎に統合し、事業部局などの部局は各支所（旧市町村庁舎）に残す方式。

*2 支所：窓口サービス中心の支所方式。（実質的には出張所に近いが、名称として「支所」を用いる。）

*3 分庁舎：部課単位で分割して旧庁舎に配置する方式。（分庁舎に支所機能を併設している場合も含む）

*4 出張所：主に窓口サービスのみを行う出張所とする方式。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(1) 行政サービスの維持、住民の利便性の向上

◇ ③「市役所や役場等が遠くなることにより、不便になるのではないか」への対応

◆ IT化推進による行政サービスの提供 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

情報化を進めること等により、遠隔地への行政サービスの提供につながる取組事例

- 公共施設
 - ・ インターネットを利用した公共施設の予約。
 - ・ インターネットを利用した図書等の検索、貸出(予約)。
- 申請、届出の受付け
 - ・ インターネットを利用した申請や届出の受付。
 - ・ 申請書様式のダウンロード。
- 証明書等交付
 - ・ コンビニエンスストアや自動交付機での住民票、印鑑証明書等の発行。
- 情報提供
 - ・ メール配信等による防災情報の提供。
 - ・ メール配信による市政情報等の提供。
 - ・ 電子地図(HP)による市内の観光情報、お店情報等の発信。
 - ・ 電子書籍による情報の発信、作品集等の販売。
- その他
 - ・ 電子入札システムの導入。
 - ・ CATVを活用し、市内全域でブロードバンドが利用できる環境整備。
 - ・ テレビ電話による窓口ワンストップサービスの実施予定。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ④「中心部ばかり各種整備が進み、周辺部との格差が生じるのではないか」への対応

◆ 市町村建設計画（合併旧法）又は合併市町村基本計画（合併新法、改正合併新法）の策定状況

各団体とも、合併協議会において、新市町の将来像や取組等を話し合い、合併後のまちづくりのための計画を策定※1しており、合併後は計画に位置付けられている各種事業を地域間のバランスをとって実施している。

区分	市町数	計画終期（年度）												
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
合併旧法	9				1※2	3※2					3※2	2※2		
合併新法	3	1			1									1※2
改正 合併新法	2					1			1					

※1 計画期間は法律上定められていないが、県内の団体は9～10年（当初期間）で策定した。（新市町が一体となるまでに一般的に要するとされる期間、財政支援措置の期間を目安としている。）

※2 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための旧合併特例事業債を起すことができる期間が延長されたことにより、5～10年延長した団体。合併新法適用団体は合併特例事業推進要綱により延長の対象となるが、改正合併新法適用団体は延長の対象外。

◆ 地域自治組織等によるチェック体制

→ 「4 合併の課題への対応」 ◆ 地域自治組織の設置、地域ごとの公聴会等による仕組みづくり
（P42）参照

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ④「中心部ばかり各種整備が進み、周辺部との格差が生じるのではないか」への対応

◆ 地域間のバランスをとった事業の実施状況 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

市町村建設計画（合併旧法）又は合併市町村基本計画（合併新法、改正合併新法）に基づき、地域間のバランスをとって実施した事業例

○ 公共施設の整備

- 学校教育施設(学校、駐車場、体育館、空調設備等)、学校給食センター、児童館、公民館、体育施設(運動場等)、文化施設、社会福祉施設(温浴施設、障がい児通所支援施設等)、児童福祉施設(保育園、学童保育等)、高齢者福祉施設、児童の健全育成環境、ごみ処理施設、斎場、公園、道の駅等の整備
- 庁舎、コミュニティセンター、庁舎跡地の整備
- 防災施設(防災行政無線等)、消防庁舎、防災型太陽光発電システムの整備
- 地域情報基盤整備(地域イントラネット、光ファイバー敷設、ケーブルテレビ高度化)

○ 道路・交通基盤等の整備

- 市町道路、都市計画道路の整備、新交通システム導入、スマートIC恒久設置

○ その他

- ・ 上水道拡張(統合)整備、公共下水道整備
- ・ 駅エレベーター整備
- ・ 中心市街地活性化、農業農村整備、土地区画整備、国史跡の整備
- ・ 中山間地域を対象にした地域活動を支援する補助事業の創設
- ・ 公設公民館単位に地域の課題等について話し合う車座談義を設置
- ・ 全地域に期日前投票所を開設。開閉時間も統一化
- ・ 駅周辺等の各種整備を実施予定

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ⑤ 「各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのではないか」への対応

◆ 地域の伝統文化の保持・継承に関する事業の実施状況 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

合併前の地域の歴史、文化、伝統等の保持・継承につながる取組事例

- ・ 旧市町村の名称を町・字名、学校・公共施設、指定文化財の名称として残した。
- ・ 郷土・伝統芸能、伝統行事、生活文化の伝承や、伝承者・後継者の育成・支援に関する取組を実施。
- ・ 伝統保持活動、後継者育成活動、文化財保存活動、史跡活用事業等に対する補助制度の継続、創設。
- ・ 郷土芸能について、文化の伝承を目的として公民館の事業に位置付けて活動を行っている。
- ・ 市内自治会の協力を得て、地域の誇れるもの(名所・神社仏閣・文化財・お祭り・行事・レジャー・特産物等)を調査し、「町会のお宝・自慢」として登録することで、市民が新市を再認識し、地元としての「市」への愛着や誇りにつながっている。
- ・ 旧町の遺跡詳細分布調査を実施し、新市の遺跡地図を刊行した。
- ・ 県指定文化財(住宅)を取得し、利活用。
- ・ 博物館の収蔵庫を増設し、地域の歴史・文化資料の保存・活用を強化・充実。
- ・ 美術館、郷土資料館等の運営、講演会等の実施による地域の歴史・文化等の保持・継承。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ⑤「各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのではないか」への対応

◆ コミュニティ振興の取組状況 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

合併前の地域コミュニティの維持、強化につながる取組事例

- ・ 地域コミュニティの拠点である自治公民館施設の整備(建設・修繕等)に対する補助事業、建設資金等の融資事業、家賃補助事業を実施し、自治会活動の推進に寄与している。
- ・ 自治会・町内会等の地域のコミュニティ活動を行う団体やコミュニティ推進協議会へ補助金等を交付し、活動を支援・促進。
- ・ 地域コミュニティ等の公益性の高いまちづくり活動に対し、市民活動助成金を交付し、活動を支援。
- ・ 行政区長連絡協議会交付金により、行政区運営費を助成。
- ・ 市内町会を20地域に分け、各地域に2名ずつ地域担当職員を配置し、行政と地域住民との協働という観点で地域に役立つ情報の提供や各地域の課題解決に向けた話し合い、活動を支援。
- ・ 合併前の自治会長会の連携を図るための連合会を組織。
- ・ 合併に伴う住民不安の解消及び地域の特性や資源を生かした協働のまちづくりを展開するため、地域自治区を導入し、地域自治区に設置された地域協議会、区長、総合支所の3者が連携しながら、まちづくりを実践。
その後、地域住民、各種団体、企業、行政などが交流・連携し、各地域が抱える様々な課題を協働で解決していくために新たな地域自治制度を導入し、市内8地域に地域会議を設置。
- ・ 自治会と行政との協働のまちづくりを推進するため、各自治会に市職員による「地域づくり支援員」を配置し、行政への要望等を受付ける自治会まちづくり要望制度を実施。
- ・ コミュニティセンターの管理運営を指定管理者制度に移行することにより、センター利用の利便性の向上に努めた。
- ・ 道路、河川、公園の清掃や除草などの美化活動を行う団体を支援するアダプト制度を全地域に周知し、旧町地域の団体が新たに登録した。
- ・ 老人クラブ連合会、シルバー人材センターへの支援を推進した。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ⑤「各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのではないか」への対応

◆ 地域振興の取組状況 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

地域振興の取組事例（地域の伝統文化の保持・継承、コミュニティ振興の取組事例を除く）

- ・ 合併前の地域単位で実施していたイベント（おみこし、盆踊り、花火大会、夏まつり、コミュニティまつり、産業祭、文化祭等）の実施、運営費の助成や運営への参加等による支援。
- ・ 市内の商工会と連携し、プレミアム商品券を発行。市内で共通して利用できる利便性の高い商品券となった。
- ・ 地域の祭り、伝統行事の保存、継承、復活を行い、地域コミュニティの一体感の醸成、世代間の交流を図るための支援事業により地域を支援した。
- ・ 地域振興のため市民組織が自ら提案・実施する個性ある地域振興事業や、市民が自主的に行うまちづくり活動への助成。
- ・ 地域づくりや、環境・防犯等の各課題について、地域の主体的な活動を促進するため、各地域まちづくり組織に対し、協働の地域づくりを支援する補助金を交付。
- ・ 空き店舗活用事業奨励金、まちなか商店リフォーム補助金の交付。
- ・ 各地域における地域課題の解決、地域振興、まちづくりの推進について地域意見の聴取を行うための地域づくり懇親会を開催予定。
- ・ 市民組織である地域まちづくり事業検討会を設置し、地域まちづくり事業予算提案制度を実施予定。
- ・ コミュニティ連絡協議会を組織し、地域課題に関する問題意識を共有化することにより、コミュニティ活動の平準化が進んでいる。
- ・ 地域まちづくり組織を支援するため、地域自治センター、地区市民センター、市民活動センターを整備し、まちづくり支援担当職員を配置。
- ・ 地域と県内大学が連携し複数のプロジェクトを展開。地元の名産品を使用した新たなメニュー開発等を実施。
- ・ 林地残材を引き取り、地元の商店街で使える地域通貨券を発行するプロジェクトの取組への助成。
- ・ 「日本で最も美しい村」連合加盟地区に対する運営に関する取組への助成。

4 合併に際し懸念された事項への対応

(2) コミュニティ振興、地域振興

◇ ⑥「財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村にとって不利ではないか」への対応

◆ 地域全体の充実につながる事業の実施状況 《 対応事例 》

合併市町アンケート結果より

広域的視点による地域全体の充実につながる取組事例

- ・ 中山間地域で運営している農村レストランと特産品のそばの活用によるそばまつりの開催を支援し、市内外から多くの誘客を得ている。
- ・ 旧市町で開催していた地域資源を活用したイベントを新市におけるイベントとして開催することで、地域全体の充実につながった。
- ・ 隔年開催の秋まつりは、従来、市の中心部で山車を所有している町内を中心に開催していたが、新市全域の小学校の児童が参加。伝統文化の継承を図るとともに、地域活性化を図っている。
- ・ 芸術文化祭等の開催による、市民同士のネットワークづくり。
- ・ 産業祭の開催による市内産業のPR。
- ・ 道の駅建設による地域資源のPRや地域農産物等の直売。
- ・ 合併市町村が有する地域資源や、それぞれが培ってきた友好交流都市との関係を生かしたイベントや誘客等の取組。
- ・ 市民の一体感の醸成と地域間、世代間交流を目的に市民スポーツフェスティバルを開催。
- ・ 市の南北を縦断し、各地域の自然や史跡、歴史的建造物を巡るウォーキング大会を開催。
- ・ 特色ある地域づくり活動の促進に資するため、一定期間、合併地区が実施する体育祭、祭り等に交付金を交付。
- ・ 全域をエリアとしたケーブルテレビの高度化を行い、地域の一体性の醸成及び行政情報等の均一な提供につながった。

5 現時点での課題

今後も対応が必要な課題

◆ 今後も対応が必要な課題（総括）

合併12市町に対する11項目のアンケートの結果、今後も対応が必要な課題としては、「公共施設、公的組織等の統廃合」が83.3%と最も高かった。

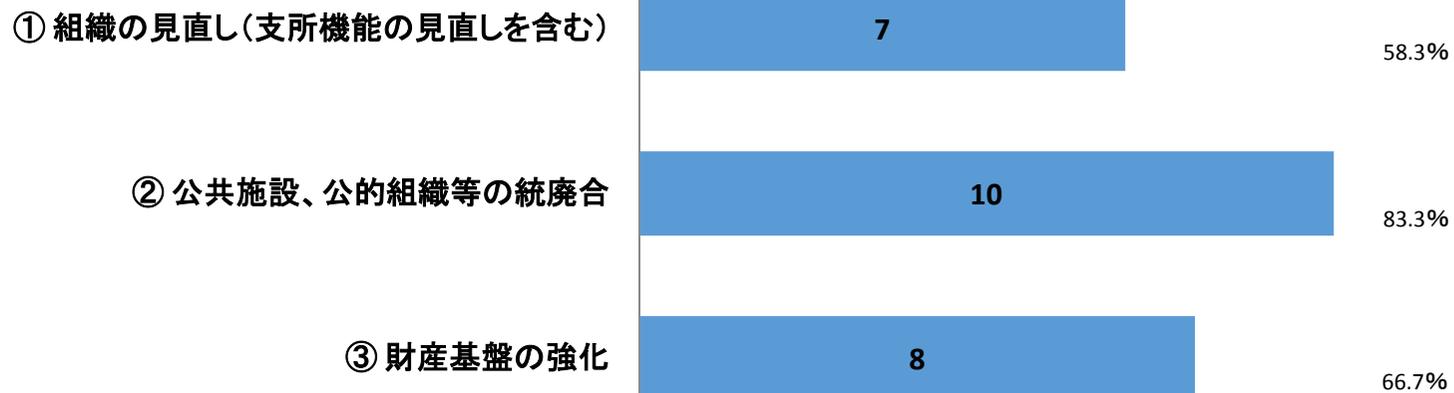
	今後も対応が必要な課題
(1) 行財政運営（3項目）	「公共施設、公的組織等の統廃合」が83.3% 「財政基盤の強化」が66.7% 「組織の見直し(支所機能の見直しを含む)」が58.3%
(2) 広域的なまちづくり（2項目）	「広域的なまちづくりの推進」が50.0% 「一体感の醸成」が33.3%
(3) 行政サービス（3項目）	「住民の声の行政への適切な反映」が33.3% 「IT化の推進」が25.0% 「旧市町村間のサービス等の格差是正」が16.7%
(4) 旧市町村地域の振興（3項目）	「コミュニティ振興支援」が58.3% 「地域のイベント等の支援」が33.3% 「地域の伝統文化の保存・継承支援」が33.3%

5 現時点での課題

今後も対応が必要な課題

合併市町アンケート結果より

(1) 行財政運営（課題別市町数）



※ グラフ内数字は回答団体数

5 現時点での課題

(1) 行財政運営

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ① 組織の見直し (支所機能の見直しを含む)

【今後も対応が必要と回答した市町: 7団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 本庁と総合支所の二重構造を解消し、事務の効率化を図るため、総合支所を3課にスリム化し、所属を本庁の関係部とする。
- ・ 現在進めている新庁舎の建設に向け、庁舎のあり方や組織を見直していく。
- ・ 組織機能集約に向けた組織機構改革計画を策定する。

◆ 課題 : ② 公共施設・公的組織等の統廃合

【今後も対応が必要と回答した市町: 10団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 公共施設等総合管理計画を策定。
 - ・ 公共施設等の適正な管理、更新、修繕等の総合的な指針を示す。
 - ・ 市有施設等の老朽化に対応する施設維持管理や市有施設マネジメントを実施する。
 - ・ 適正な施設配置に向け検討する。
- ・ 新庁舎整備による事務機能分散化の解消。
- ・ 小学校や老朽化した保育園の統廃合。
- ・ 農業集落排水施設について、隣接する下水道に編入し、処理施設を廃止することで、維持管理コストの軽減を図る。
- ・ スポーツ施設の適正配置と施設の再編を検討。

5 現時点での課題

(1) 行財政運営

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ③ 財政基盤の強化

【今後も対応が必要と回答した市町: 8団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 行財政改革の計画に基づき、歳入歳出の適正化を図る。
- ・ 事務事業評価に基づく事業の選択と集中を図る。
- ・ 企業誘致の取組(立地可能地域調査・アドバイザー設置)により、自主財源の確保をめざす。
- ・ 財政健全化計画に基づき、普通交付税等の合併算定替に伴う減収に対応するため、既存歳出の徹底的な見直しと、歳入確保を図る。
- ・ 普通交付税合併算定替の段階的縮減期間終了に伴い、行財政改革の取組の実施や、地方債発行の抑制等を実施。
- ・ 合併後、人員削減や、新市建設計画に基づき合併特例債等を活用し、旧町間の格差是正や地域のバランスをとった事業を展開してきたが、財政規模については圧縮されていないため、今後、庁舎のあり方や公共施設の統廃合、既存事業の見直しを図り、財政基盤の強化に努めていく。
- ・ 合併特例事業債の有効活用と特定目的資金、使途指定寄付金等の積極的活用。

5 現時点での課題

今後も対応が必要な課題

合併市町アンケート結果より

(2) 広域的なまちづくり(課題別市町数)

④ 広域的なまちづくりの推進

6

50.0%

⑤ 一体感の醸成

4

33.3%

※ グラフ内数字は回答団体数

5 現時点での課題

(2) 広域的なまちづくり

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ④ 広域的なまちづくりの推進

【 今後も対応が必要と回答した市町 : 6団体 / 12団体 】

(現在・今後の対応)

- ・ 自治基本条例に基づくまちづくりの取組を推進。
- ・ 広域生活圏を対象とした施策・計画の立案。
- ・ 定住自立圏の推進。
- ・ コミュニティバスやデマンド交通等の地域公共交通の確保。
- ・ 生活拠点を結ぶ新たな橋梁とそれに接続する道路の整備。
- ・ 高齢化と人口減少が進むコミュニティが増加している中、地域コミュニティの強化や地域の一体感の醸成及び地域間の連携を推進するような対策が必要となる。

◆ 課題 : ⑤ 一体感の醸成

【 今後も対応が必要と回答した市町 : 4団体 / 12団体 】

(現在・今後の対応)

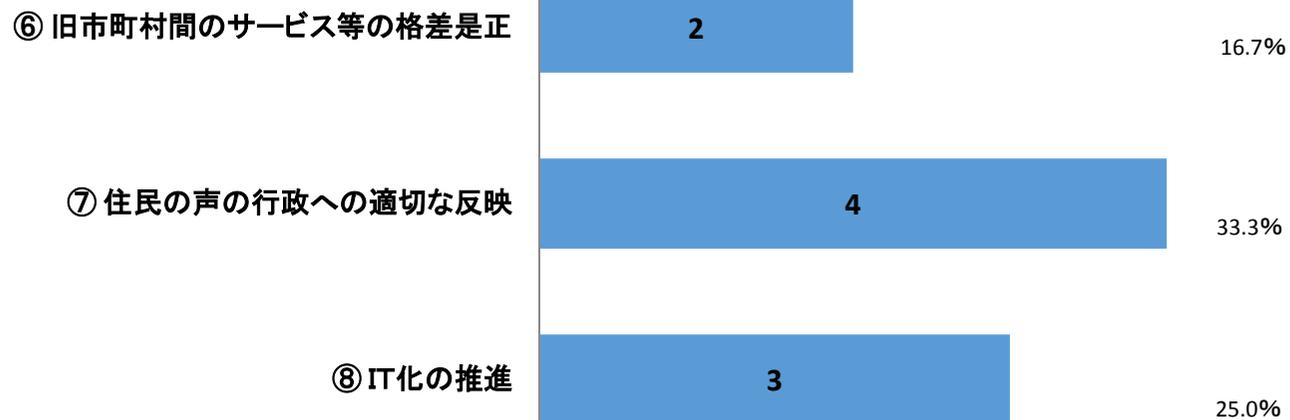
- ・ 全地域参加のスポーツ大会やイベント等の開催を継続。
- ・ 既存イベントをリニューアルし、時代に合った魅力あるイベントの開催等を通して、さらなる一体感の醸成を図る。
- ・ ケーブルテレビ加入率の増加による一体感の醸成を図る。
- ・ 高齢化と人口減少が進むコミュニティが増加している中、地域コミュニティの強化や地域の一体感の醸成及び地域間の連携を推進するような対策が必要となる。

5 現時点での課題

今後も対応が必要な課題

合併市町アンケート結果より

(3) 行政サービス（課題別市町数）



※ グラフ内数字は回答団体数

5 現時点での課題

(3) 行政サービス

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ⑥ 旧市町村間のサービス等の格差是正

【今後も対応が必要と回答した市町: 2団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 延長窓口サービスについて、旧市町間に差があるため、現在の取扱件数の調査結果を基に、是正実施の検討をしている。
- ・ 下水道使用料の統一・改定に着手している。

◆ 課題 : ⑦ 住民の声の行政への適切な反映

【今後も対応が必要と回答した市町: 4団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 各地域における地域課題の解決、地域振興、まちづくりの推進について地域意見の聴取を行うための地域づくり懇親会を開催予定。
- ・ 市民の市政参画を推進するため、審議会等委員の選任にあたっては、公募委員の登用を積極的に行う。
- ・ 区(自治会)で実施する市長との話し合い事業や、市長へのメール・手紙等により広聴活動を行っていく。
- ・ 地域会議の設置やふれあいトークを開催している。

5 現時点での課題

(3) 行政サービス

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ⑧ IT化の推進

【 今後も対応が必要と回答した市町 : 3団体 / 12団体 】

(現在・今後の対応)

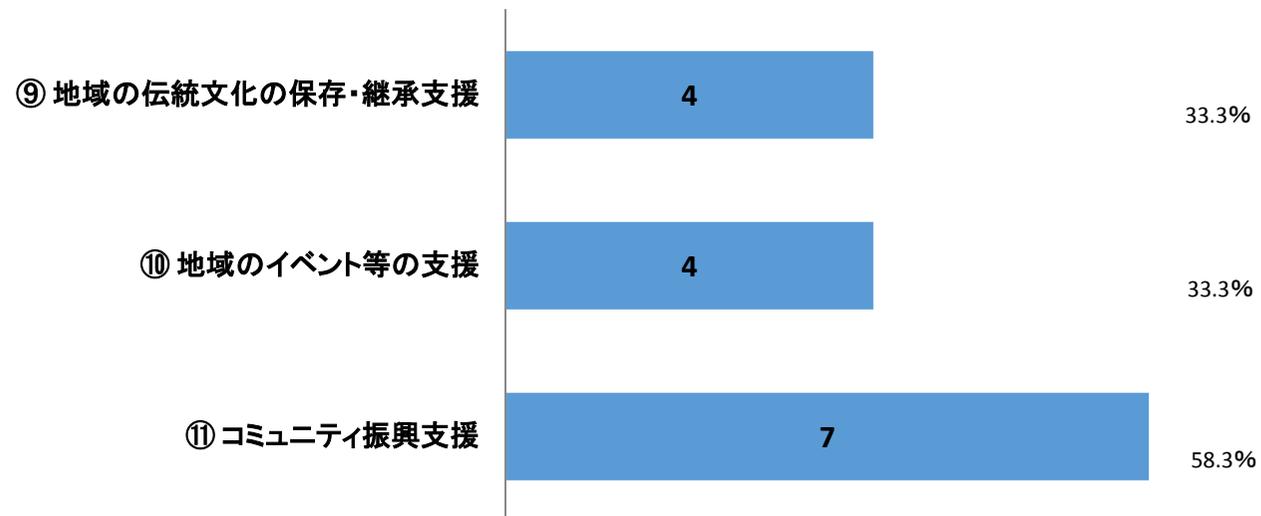
- ・ テレビ電話による窓口ワンストップサービスの検討。
- ・ 旧町で導入していた統合型地理情報システムの全市域への拡大を目指す。
- ・ ケーブルテレビを活用したアプリケーションの計画的な導入。

5 現時点での課題

今後も対応が必要な課題

合併市町アンケート結果より

(4) 旧市町村地域の振興（課題別市町数）



※ グラフ内数字は回答団体数

5 現時点での課題

(4) 旧市町村地域の振興

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ⑨ 地域の伝統文化の保持・継承支援

【今後も対応が必要と回答した市町: 4団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 担い手の育成支援。
- ・ ユネスコ無形文化遺産「結城紬」の継承。
- ・ 太夫塚八木節笠踊りの伝承活動。
- ・ 引き続き、無形民俗文化財の保存育成支援事業、史跡活用事業により支援を行っていく。

◆ 課題 : ⑩ 地域のイベント等の支援

【今後も対応が必要と回答した市町: 4団体 / 12団体】

(現在・今後の対応)

- ・ 旧市町において開催される花火大会や夏祭りについては引き続き支援していく。
- ・ 商工会等が主催するイベントへの補助。
- ・ 旧市町のイベント(まつり等)は、人材や資金不足等の課題もあり、今後の継承等について検討が必要である。
- ・ 地域イベント等は、高齢化や後継者不足のため、継承が懸念されていることから、協働の取組として支援する必要がある。

5 現時点での課題

(4) 旧市町村地域の振興

合併市町アンケート結果より

◆ 課題 : ⑪ コミュニティ振興支援

【 今後も対応が必要と回答した市町 : 7 団体 / 12 団体 】

(現在・今後の対応)

- ・ 集落機能の維持、活性化。
- ・ 衰退が著しい地域のコミュニティを維持するため、地域カルテ作成、地域リーダー育成に取り組む。
- ・ 地域づくり事業については、地域に根付いた活動であり、今後もより一層手厚い支援策を検討していく。
- ・ 単位自治会は加入率が減少しており、地域コミュニティ醸成のためには、複数の自治会が集結したコミュニティの組織が必要。
- ・ 自治会と行政との協働のまちづくりを推進するため、各自治会に市職員による「地域づくり支援員」を配置し、行政への要望等を受付ける自治会まちづくり要望制度を実施。
- ・ 学校支援ボランティア活動の推進により、地域の教育力の向上と、地域コミュニティの再構築・地域の絆づくりを図る。
- ・ 高齢化と人口減少が進むコミュニティが増加している中、地域コミュニティの強化や地域の一体感の醸成及び地域間の連携を推進するような対策が必要となる。

まとめ

市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化

- ・ 多くの合併市町では、経営中枢部門の充実と併せて、民生・衛生などの部門に専門職員が配置されたり、各部門において効果的な施策を展開するための専門組織を設置するなど、体制が強化されている。
- ・ 職員数については、集中改革プラン（平成17年から概ね5年間）における取組により、全団体とも定員管理の適正化を図ってきたところであるが、一般行政部門における職員の減少率（平成16年と平成27年の比較）は、合併市町が▲14.78%、その他市町が▲9.37%であり、合併市町の減少率が高い。また、議員及び三役についても、合併により大幅に減少しており、人件費等の歳出は削減されている。
- ・ 公共施設の統廃合や公営企業・外郭団体等の見直しなどにより、業務の効率化、経費削減が図られている。
- ・ 行政規模の拡大に伴い、財政基盤が強化されている。

(2) 広域的なまちづくりの推進

- ・ 公共施設等の効率的な整備や広域的な視点による施策が展開され、日常生活圏の拡がりに応じた広域的なまちづくりを推進している。
- ・ 特産品や伝統文化等の地域資源を活かした新たな事業の展開や、合併により新たに有することとなった観光資源等のネットワーク化により、広域的な地域活性化や産業の振興等が図られている。

(3) 住民の利便性の向上

- ・ 合併に伴いサービス区域が拡大したことにより、公共施設等の広域的な利用が可能となり、住民の利便性の向上が図られている。
- ・ 合併を契機にサービスの内容や水準が見直され、子育て支援・高齢者等支援などの分野において、専門的なサービスが実施されるとともに、旧市町村間のサービス等の格差が是正されている。

まとめ

合併に際し懸念された事項への対応

- (1) 「行政サービスの維持、住民の利便性の向上」のための対応
 - ・ 合併により住民の声が届きにくくなるという懸念に対しては、地域審議会や地域自治区等の地域自治組織を設置し、旧市町村地域の住民の声を新市町の運営に反映させるなどの取組を実施している。
 - ・ 合併後の住民サービスの維持のため、旧市町村庁舎を総合支所、窓口サービス中心の支所、分庁舎として設置したり、インターネットの利用等により、遠隔地への行政サービスの提供を図るなどの取組を実施している。
- (2) 「コミュニティ振興、地域振興」のための対応
 - ・ 合併後の新しいまちづくりについては、合併協議会において策定した市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づき、公共施設の整備や道路・交通基盤等の整備などの各種事業を、地域間のバランスをとって実施している。
 - ・ 合併前の地域の歴史、文化、伝統等については、旧市町村の名称を町・字名や学校・公共施設等の名称として残したり、伝統保持活動や後継者育成活動に対する支援を実施するなど、伝統等の保持・継承に取り組んでいる。
 - ・ 合併後の地域振興のため、自治会等コミュニティ活動に対する支援や、旧市町村地域単位のイベント等に対する支援など、様々な地域コミュニティ関連の施策を実施している。
 - ・ 旧市町村の地域資源、イベント等を新市町全体で活用することにより、地域全体の充実につなげている。

まとめ

現時点での課題

- ・ 多くの合併市町が「公共施設、公的組織等の統廃合」、「財政基盤の強化」、「組織の見直し（支所機能の見直しを含む）」、「コミュニティ振興支援」について、今後も対応が必要な課題として認識。
- ・ 行政経営の効率化を図るため、庁舎（総合支所、支所等を含む）や公共施設の再編と組織の見直しが必要。
- ・ 既存事業の見直しや歳入歳出の適正化等の行財政改革の取組等により、さらなる財政基盤の強化が必要。
- ・ さらなる住民自治の振興を図るため、引き続き、地域コミュニティの維持、強化が必要。

おわりに

- ・ 今回の取りまとめにより、合併市町においては、現時点で、住民の利便性の向上や広域的なまちづくりの推進などの点で合併の効果の発現を多く実感しているという結果が得られた。
- ・ また、合併を契機に、合併後の新しいまちづくりや、合併に際し懸念された事項への対応が検討され、住民の利便性の向上や地域振興等につながる様々な取組を実施していた。
- ・ 一方で、庁舎や公共施設等の再編、財政基盤や地域コミュニティの強化など、今後も対応が必要と考えられる課題が一部示されており、引き続き課題解決に向けた取組が必要である。
- ・ 今回、合併市町から合併の効果や課題等の取りまとめを行ったが、合併市町の中には合併後間もない市もあり、合併の効果が発現するよう様々な取組を行っているところであるため、直近の合併から5年が経過する平成31年頃を目途に、改めて合併の効果等の検証を行いたい。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL